

## 令和4年度税制改ポイント(中小零細企業対象)

### 法人課税

#### 1 賃上げ税制措置拡大

所得拡大促進税制控除率を前年度給与増加額の最大 40%に引き上げる措置が、令和6年3月31日まで適用が1年延長されました。

#### 2 交際費課税の摘要期限延長

交際飲食費の 50%を超え金額又は年800万円相当額を超える金額が損金不算入となります。令和6年3月31日まで適用期限が2年延長されます。

#### 3 少額減価償却資産の即時償却制度等

- ① 少額減価償却資産一括償却資産の対象から、主要な事業として行われていない貸付用の資産が除かれました
- ② 一定の中小企業者等は取得価格 30 万円未満の減価償却資産についても、総額 300 万円即時償却が認められますが、同じく一定の貸付け用の資産が除かれた上で、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。

### 消費課税

1 令和5年10月1日から開始のインボイス制度に伴う適格請求書発行事業者の登録は、税務署長へ申請登録が必要です。

該当課税期間において免税事業者の適格請求書発行事業者への登録については、当事務所にご相談下さい。

(一部抜粋)